

令和7年度年末年始の輸送安全総点検の実施について

【目的】

人流・物流が集中する年末年始に臨み、各自動車運送事業者等について、自主点検等を通じた安全性の向上を図るとともに、輸送安全等に対する意識の高揚を図るため、年末年始の輸送等に関する安全総点検を実施します。

【対象者】

地方運輸支局に貨物軽自動車運送事業の開始届出をした法人又は個人

【期間】

令和7年12月10日（水）～令和8年1月10日（土）まで

【内容】

別紙二次元コードより、営業所を管轄する運輸支局等の在籍する運輸局コードを読み取りいただくと、安全対策に対する点検内容が表示されますので、ご回答いただき、最後の送信ボタンを押して完了となります。

【補足説明】

- ①貨物自動車運送事業の届出をした事業者毎に1回の回答となります。
- ②回答は選択方式となっており、全ての点検項目への回答が必要となります。
- ③最初の2問は、事業者の実態を確認するものとなります。あくまでも国土交通省（運輸支局等）への事業開始届出の状況での判断になりますので、国税庁への法人登記の状況とは異なります。以下の場合は個人事業主となり、それ以外は法人として整理します。
 - ・届出している台数が1台で、その車両の名義が本人である場合
- ④最初の2項目を除き点検項目は全13問、既に対応済み「○」か、今後対応予定「△」の2択となります。
- ⑤今回の点検を理由とした監査、処分はありません。
- ⑥年末年始の12月26日～1月5日の間は回答ができない期間となります。
- ⑦ご不明な点は以下の問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

国土交通省物流・自動車局安全政策課 遠藤・角田
東京都千代田区霞が関2-1-3
TEL：03-5253-8111（内線41624）

③関東運輸局

- ・茨城県
- ・栃木県
- ・群馬県
- ・埼玉県
- ・千葉県
- ・東京都
- ・神奈川県
- ・山梨県

